



もしも突然の集中豪雨に襲われたら・・・もしも大きな地震が起きたら・・・あなたや家族は大丈夫ですか。発生時間が夜中や通勤中だった場合はどう行動しますか。被害を減らすためには、災害を正しく理解し、備えることが大切です。

大地震では、家具は必ず倒れるもの

大地震発生時、建物内でのけがの約半数は家具などの転倒、落下が原因です。事前の対策が明暗を分けます。特別な器具を使わなくても、安心度を高めるためにできることがあります。

自宅の中を見渡して、気付いたところから早速以下のような対策を実行しましょう。

- Point!**
- ①家具類の上には重い物やガラス製品などを置かない
 - ②収納家具を倒れにくくするために重い物を下に入れる

- ③室内は避難経路を確保しやすくするために家具の配置を工夫する
- ④ベッドや布団の周りには大きな家具や本棚を置かない
- ⑤玄関やドアなどの出入り口付近には荷物を置かず広くしておく
- ⑥マンションなどの階段や廊下などの共有スペースには障害となる物を置かない

問い合わせ 市防災安全課 ☎43・8107



このコーナーでは悪質商法や商品事故など実際に起きている、消費生活における問題事例を紹介しています。今月号は、令和4年から大きく変わる民法の改正について紹介します。

18歳で成人になるって本当？

民法の改正で、令和4年4月1日から18歳の誕生日を迎えた日に成人になります。成人になると保護者の同意なく、ローンを組んで高い買い物をしたり、クレジットカードを作ったり、アパートの賃貸借契約をしたりするなど、さまざまなことができるようになりますが、責任を負うのも自分自身です。「知らなかった」「経験したことがなかった」では済まされない、それが成人になるということです。

男女とも18歳で結婚することができます。一方「お酒を飲む」「タバコを吸う」「ギャンブルをする」は20歳になるまでできません。

令和4年4月1日以降、18歳になると未成年者契約の取り消しができません。悪質な事業者は、知識や経験の浅い18歳を狙っています。「口約束でも契約は成立する」「自分の都合で勝手に契約はやめられない」ことを肝に銘じ、常に自分で責任を持って決めましょう。

問い合わせ 市消費生活相談窓口 ☎43・8106 (毎週月曜・水曜・金曜日の午前9時～午後4時)
※県消費生活センター ☎092・632・0999でも、随時相談を受け付けています



▲SDGs 17の目標のロゴマーク

SDGs未来都市である福津市では「SDGsに取り組んでいる」「これから積極的に取り組もう」という事業所、団体、学校に対し、SDGs宣言書を贈呈します。

また、活動内容を市公式ホームページや広報紙に掲載する予定です。受付方法など、

事業所・団体・学校の皆さん

SDGs宣言しませんか

詳しくは市公式ホームページをご確認ください。下のQRコードからアクセスできます。

対象 市内の事業所、市内で活動している団体や学校

問い合わせ 市まちづくり推進室 ☎43・8121



このコーナーでは、持続可能で、誰もが幸せなまちづくりの実現に役立つ情報を掲載しています。



株式会社林田産業がSDGs宣言をしました

市内で長年廃棄物収集運搬事業を行っている株式会社林田産業がSDGs宣言をし、1月21日に原崎市長からSDGs宣言書が手渡されました。株式会社林田産業では、適正な排水処理による安全衛生の確保や適正な廃棄物の分別収集によるリサイクル向上、日々の業務の中で実施している見守りや清掃活動による地域コミュニケーション向上、また誰でも気軽に取り組める「竹コンポスト」の推進を通じ焼却生ごみの減量と竹害の解決などに取り組んでいます。株式会社林田産業の和中政嗣事業部長と持田めぐみ総務部長は「2030年に向けてさ



▲宣言書を掲げる和中部長(中)と持田部長(左)

環境 掲示板

フロンが充填されている機器の廃棄方法

フロン類には強力な温室効果があり、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となることから、適正に処理しなければなりません。

業務用フロン 充填機器の廃棄

フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が取られるよう、フロン排出抑制法が制定されています。令和2年度のフロン排出抑制法の改正によって、業務用のエアコンと冷凍冷蔵庫のうち、フロン類が充填されているものは、フロン



▲フロン排出抑制法対象の機器
【例：業務用エアコン、業務用冷蔵庫など】

類の回収が確認できない場合の廃棄が禁止されました。対象の機器は、フロン回収業者に依頼し、フロンを回収後、廃棄しなければなりません。

違反した場合、破棄した者と収集を引き受けた者双方に罰金刑が科されます。

フロンが充填されている家電リサイクル対象のエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機などの機器は、家電リサイクル法に則して廃棄することで、フロングスの回収などの処理を行っています。



▲家電リサイクル対象のフロン充填機器
【例：家庭用冷蔵庫、家庭用エアコンなど】

その他のフロン類が充填されている機器の廃棄

その他の、フロン類が充填されている家電リサイクルに該当しない家庭用除湿器や冷風機、除湿機能付き空気清浄機、ウオーターサーバーなどの機器は、市はフロンが充填されたままでは収集を行っていません。次の方法で廃棄をお願いします。

- ①購入したお店や、製造メーカーなどに引き取りを依頼する。なお、下取りのみの場合や、有料となる場合があります。
- ②県に登録を有するフロン充填回収業者にフロン類の回収を依頼し、フロン類を取り除いた後、廃棄する。



▲フロンが充填されている家電リサイクル対象外の家庭用機器
【例：除湿器、冷風機、ウオーターサーバーなど】

詳しくは、市や県のホームページをご覧になるか、うみがめ課までご連絡ください。

フロンが不法に大気中に放出されることのないよう、適切な処理をお願いします。